

第三者賠償補償制度 団体募集のご案内

(請負業者賠償責任保険)

建設コンサルタントの各種調査業務

〈調査業務(現地調査、環境調査など)、地質調査、測量業務、ボーリング関連業務〉
における賠償事故を補償します。



目 次

◎JCCA第三者賠償補償制度の主な特長	2
◎JCCA第三者賠償補償制度の内容	3
• 被保険者	
• 対象となる業務	
• 保険金をお支払いする場合	
• お支払いする保険金	
• 保険金をお支払いできない主な場合	
• 補償タイプ	
• 保険料	
• 保険期間とお支払いする損害の関係	
◎JCCA第三者賠償補償制度の加入手続き	9
• 契約方式	
• 募集締切日	
• 加入依頼書の送付	
• 保険料の払込み	
• 保険料の振込先	
• 加入依頼書の記載例	
◎保険期間の中途中で加入、保険金額を変更する場合	11
• 中途加入の場合の保険期間	
• 中途加入の場合の保険料	
• お申込方法	
• 保険金額を変更する場合	
◎事故が発生した場合の手続き	12
• 事故通知について	
• 事故解決の手段	
• 代理店によるサポート	
• 支払いまでの主な流れ	
• 保険金の支払先	
◎事故連絡票	14
◎ご加入にあたり、特にご注意いただきたいこと	15

◎JCCA第三者賠償補償制度の主な特長

【特長】

1. 建設コンサルタントの各調査業務を遂行中に生じた事故により第三者の身体や財物に損傷を与え法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する「JCCA会員のための賠償責任保険」です。
※建設コンサルタント業務の成果物の瑕疵（契約不適合）による賠償責任は「JCCA建設コンサルタント賠償責任保険」で補償しています。
2. 調査業務（現地調査、環境調査など）+地質調査+測量業務+ボーリング関連業務を対象とします。（一部の業務を除いてのご加入はできません。）
3. 第三者への賠償に加え、各調査業務の対象となる構造物等に発生した損害による賠償責任も補償します。
4. 年間包括方式のため、各調査業務ごとの報告が不要で手間がかかりません。
保険の手配もれもありません。（個別業務ごとのご加入はできません。）
5. 保険料は全額損金処理^(※)することができます。
※今後、法改正により変更になる可能性があります。
また、実際の税務処理につきましては、税理士等にご確認ください。
6. 下請負人や発注者が賠償責任を負担した場合も補償の対象となります。
7. 加入者と発注者の間の相互の賠償責任も補償の対象となります。

◎JCCA第三者賠償補償制度の内容

被保険者

JCCA第三者賠償補償制度の被保険者は次のとおりとなります。

- ①加入者（記名被保険者）
- ②加入者の役員および使用人
- ③加入者の下請負人
- ④加入者の下請負人の役員および使用人
- ⑤発注者

※②③④は、加入者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。

※①②③④を請負業者グループといいます。

【被保険者相互間の交差責任】

請負業者グループと発注者相互の賠償責任を補償します。

ただし、請負業者グループ内相互間（元請業者と下請業者の間、下請業者相互間）の賠償責任は対象外となります。

対象となる業務

被保険者が日本国内で実施する以下の調査業務が対象となります。

①地質調査	地質または土質についての調査・計測・その他地質調査（土壤・地下水汚染に関わる調査を含みます。）業務。
②測量業務	路線測量・基準点測量などの一般測量業務。（航空測量は除きます。）
③ボーリング 関連業務	（イ）さく井（ロ）グラウト工事（ハ）地すべり対策工事 （二）土壤地下水汚染修復工事 など
④その他 調査業務	上記①～③以外で、建設コンサルタントが行う調査業務および調査・設計業務に含まれる （イ）現地調査（ロ）用排水・流末調査（ハ）交通量調査（二）環境調査 （ホ）構造物点検・診断業務（ヘ）調査業務に付随する業務 など

（注）道路建設、ビル建設、地下水路（上下水道）工事、トンネル工事などの「一般の建設工事・土木工事」は対象となりません。

保険金をお支払いする場合

加入者（記名被保険者）の受注した調査業務や作業などの仕事の遂行に起因し、また仕事の遂行のために被保険者が所有、使用もしくは管理する施設に起因する事故により、保険期間中に第三者に身体障害や財物損壊を与え、加入者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。この補償制度の対象となる事故としては次のようなものが考えられます。

①業務遂行中の事故

○ボーリング中に水道管を破壊したため断水となり、近隣の飲食店などが営業できなくなった。

＜主な支払内容＞破壊した水道管や水漏れによる財物の損害、飲食店などの営業損害
など

○橋梁の耐震調査作業中に誤って工具類を落とし、走行中の車のフロントガラスにあたったため、運転を誤り、他の車両に追突したうえ道路側壁に衝突、車が大破した。

＜主な支払内容＞搭乗者の治療費、慰謝料、休業損害、道路側壁の復旧費用、車両の各損害など。（ただし自動車保険のような保険会社による示談代行はありません。）なお被害車両の自動車保険から対人賠償、対物賠償、車両保険金等が支払われた場合は、当該保険会社からの求償に応じます。

- 鉄道トンネル内のコンクリート剥離調査作業中に誤って放置した機器に列車が衝突し、ブレーキが破損し運転休止となった。
 <主な支払内容>列車の修理費用、修理工場までの運行費用、営業損害など
 - 作業現場でボーリングマシンを転倒させ近隣の店舗併用住宅が損壊し、中にいた店員が重傷を負った。
 <主な支払内容>店舗の修理費、復旧までの仮住居費、営業損害、重傷者の治療費、慰謝料、休業損害など
 - 調査現場で点検車のアーム操作を誤り、診断中の構造物を損壊させた。
 <主な支払内容>損壊させた構造物の修理費（点検車がリースの場合、車両の修理費はお支払いできません。）など
 - 作業現場でドローンを操縦中に誤って落下させ、歩行中の人間に重傷を負わせた。
 <主な支払内容>重傷者の治療費、慰謝料、休業損害など
- ②業務遂行のために被保険者が所有、使用もしくは管理している施設の欠陥、管理の不備による事故
- 調査に必要な機器を現場のストックヤードに搬入し保管していたところ、機器が道路側に崩れ、通行人が重傷を負った。
 <主な支払内容>重傷者の治療費、慰謝料、休業損害など
 - 一日の調査作業が終了して現場を離れた後、構築した足場が倒れ、走行中の自動車に当たり、運転手が負傷し、車も大破した。
 <主な支払内容>前記橋梁の耐震調査中の事故と同じ内容（道路側壁の復旧費用を除きます。）など

お支払いする保険金

■お支払いする保険金は以下のとおりです。

- 1 法律上の損害賠償金**
身体：治療費、損失利益、慰謝料など。財物：修理費、休業損害など
- 2 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など**
(損保ジャパンの事前の承認を得て支出したものにかぎります。また、自己負担額のいかんにかかわらずお支払いしますが、損害賠償金が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。)
- 3 権利保全行使費用(保険金額・自己負担額のいかんにかかわらず、全額お支払いします。)**
他人から損害の賠償を受けることができる場合においては、その権利の保全または行使のために要した費用
- 4 損害防止費用(保険金額・自己負担額のいかんにかかわらず、全額お支払いします。)**
損害拡大を防止するために支払った有益な費用(ただし、後から賠償責任がないこと、保険が免責であることが判明した場合は、お支払いできません。)
- 5 緊急措置費用(保険金額・自己負担額のいかんにかかわらず、全額お支払いします。)**
被害者に対して支出した応急手当・護送・診断・治療・看護等の費用、ならびに修理費用・代替物の供与・労務の提供等に係る費用等、緊急措置に要した費用。あとから賠償責任がないと判明した場合にもお支払いします。
- 6 協力費用(保険金額・自己負担額のいかんにかかわらず、全額お支払いします。)**
損保ジャパンの求めに応じて損保ジャパンへの協力のために支出された費用
- 7 被害者対応費用(上記**1**に充当)(自己負担額のいかんにかかわらずお支払いしますが、1回の事故について被害者1名につき2万円限度(死亡の場合は10万円限度)、保険期間中通算1,000万円限度となります。)**
保険金の支払対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合に被保険者が支出した見舞金・見舞品購入費用・対物臨時費用
- 8 事故対応特別費用(保険金額・自己負担額のいかんにかかわらず保険期間中を通じて1,000万円限度となります。)**
事故が発生した時に被保険者が支出した以下の費用
 - (1) 応訴のために緊急に要した費用
 - ①文書(相手方当事者または裁判所に提供する文書に限定)作成のための費用
 - ②事故の再現実験、原因調査、意見書、鑑定書作成のための費用
 - ③対応のために要した被保険者の役員、従業員等の人事費、交通宿泊費
 - (2) 事故発生時の原因究明調査費用
 - ①事故現場の保存および記録に要する費用
 - ②事故の原因および記録に要する費用
 - ③事故現場の取り付け費用(残存物の廃棄費用を含みます。)
 - ④被保険者の役員、従業員を事故現場へ派遣するために要した人件費、交通宿泊費
 - ⑤通信費

■下記の計算式によりお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = (\text{1 損害賠償金 - 自己負担額}) +$$

(免責金額)
100万円

支払限度額（保険金額）を限度とします。

- 2 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など
- 3 権利保全行使費用
- 4 損害防止費用
- 5 緊急措置費用
- 6 協力費用
- 7 被害者対応費用
- 8 事故対応特別費用

原則としてかかった費用がお支払いの対象となります。
ただし、2、4、7、8にはそれぞれ条件がありますのでご注意ください。

(注1) 法律上の損害賠償責任が生じていないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等はお支払対象とはなりません。

(注2) 修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ・保険契約者や被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ・他人との間に結んだ損害賠償に関する約定により加重された損害賠償責任
- ・被保険者の所有物、被保険者が他人から借りている財物・支給された財物、受託および預かっている財物、運搬中または積み込みもしくは積み下ろし作業中の財物などに与えた損害に起因する損害賠償責任
- ・被保険者の使用人が業務中に被った身体障害に起因する損害賠償責任（労災保険になります。）
- ・被保険者と世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任
- ・地震、噴火、洪水、津波などの自然変象に起因する損害賠償責任
- ・石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維に起因する損害賠償責任
- ・汚染物質の排出（流出・分散・漏出 等）に起因する損害賠償責任（汚染物質には石油物質を含みます。）
ただし、汚染物質の排出等が急激かつ偶然に発生した場合はこのかぎりではありません。なお、石油物質の海・河川・湖沼または運河への排出等に起因する損害賠償責任は、その排出が急激かつ偶然に発生した場合でもお支払いできません。
- ・地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う、次の事由に起因する損害賠償責任
 - (1) 土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の滅失、き損または汚損
 - (2) 土地の軟弱化もしくは土砂の流出・流入に起因する地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）・
その収容物もしくは土地の損壊
 - (3) 地下水の増減
- ・航空機（人が搭乗しないラジコンヘリ・ドローンなどは、除きます。）または自動車（原動機付自転車を含みます。）の所有、使用もしくは管理に起因する損害賠償責任（工事場内における建設用工作車（ダンプカーを含みません。）に起因する場合は、保険の対象とします。）
- ・被保険者の下請負人やその使用人の身体障害に起因する損害賠償責任（労災保険になります。）
- ・仕事の終了・引渡後に、仕事の結果に起因して生じる事故

など

調査業務における成果物の瑕疵（契約不適合）による損害賠償責任（地質調査業務（土壤・地下水汚染状調査・汚染処理計画業務を含みます。）の成果物の瑕疵（契約不適合）による損害賠償責任）は、建設コンサルタント賠償責任保険（地質調査業務）で補償しています。

補償タイプ

(保険期間1年)

加入タイプ		1タイプ	2タイプ	3タイプ	4タイプ	5タイプ
身体 (対人賠償)	支払限度額 1名あたり	2億円	2億円	1.5億円	1億円	5,000万円
	1事故あたり	4億円	4億円	3億円	2億円	1億円
自己負担額(1事故あたり)		100万円				
財物 (対物賠償)	支払限度額(1事故あたり)	2億円	1.2億円	9,000万円	6,000万円	3,000万円
	自己負担額(1事故あたり)	100万円				

※支払限度額(保険金額)は保険期間中の通算限度額ではありません。

保険料

各業務の年間の合計売上高をもとにお支払いいただく年間保険料を算出します。

- (1) 直近の現況報告書に基づき各業務の年間売上高(消費税相当額を含めます。)を申告していただきます。
(売上高は千円位を四捨五入して、万円単位とします。)

● 地質調査業務 :	①	万円
● 測量業務 :	②	万円
● ボーリング関連事業 :	③	万円
● その他調査業務 :	④	万円
合計売上高 :		⑤ (上記①～④合計額) 万円

※土木設計業務の売上高は申告する必要がありません。

- (2) 上記⑤の合計売上高から以下の算式に基づき修正売上高を算出します。

合計売上高の範囲	修正売上高の計算式(万円単位)
～2億円まで	上記⑤(万円)
2億円超～5億円まで	上記⑤(万円) × 0.75 + 5,000
5億円超～10億円まで	上記⑤(万円) × 0.56 + 14,500
10億円超～30億円まで	上記⑤(万円) × 0.38 + 32,500
30億円超～80億円まで	上記⑤(万円) × 0.25 + 71,500
80億円超～200億円まで	上記⑤(万円) × 0.18 + 127,500
200億円超～	上記⑤(万円) × 0.09 + 307,500

※計算結果は千円位を四捨五入し、万円単位としてください。

修正売上高	⑥	万円
-------	---	----

(3) 選択した加入タイプ（P6の補償タイプ参照）の基準保険料⑦を、下表（加入タイプ基準保険料）より求め、(2)で算出した修正売上高⑥に乘じて、年間保険料⑧を算出してください。なお、12分割払の分割保険料⑨は年間保険料⑧を12で除して算出してください。

<加入タイプ別基準保険料表>

⑦加入タイプ	1タイプ	2タイプ	3タイプ	4タイプ	5タイプ
基準保険料	14.82	13.95	13.11	11.98	10.23



$$\text{修正売上高}⑥ \times \text{基準保険料}⑦ = \text{年間保険料}⑧$$

$$\begin{array}{ccc} \text{修正売上高}⑥ & \times & \text{基準保険料}⑦ \\ \text{万円} & & \end{array} = \begin{array}{c} \text{年間保険料}⑧ \\ \text{円} \end{array}$$

※年間保険料は円単位を四捨五入し10円単位とします。

(12分割払の場合)

$$\begin{array}{ccc} \text{年間保険料}⑧ & \times & \frac{1}{12} \\ \text{円} & & \end{array} = \begin{array}{c} \text{分割保険料}⑨ \\ \text{円} \end{array}$$

※分割保険料は円単位を四捨五入し10円単位とします。

(保険料の計算例)

※年間保険料は円単位を四捨五入し10円単位とします。

(1) 売上高：15,000万円

$$1\text{タイプ} : 15,000\text{万円} \times 14.82 = 222,300\text{円}$$

$$4\text{タイプ} : 15,000\text{万円} \times 11.98 = 179,700\text{円}$$

(2) 売上高：30,000万円

$$1\text{タイプ} : (30,000\text{万円} \times 0.75 + 5,000) \times 14.82 = 407,550\text{円}$$

$$4\text{タイプ} : (30,000\text{万円} \times 0.75 + 5,000) \times 11.98 = 329,450\text{円}$$

ご申告いただいた売上高が実際より少ないので、事故の際に保険金がお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意願います。

※なお、事故発生時には、契約申込時に使用された「現況報告書(写)」の提出をお願いすることがあります。

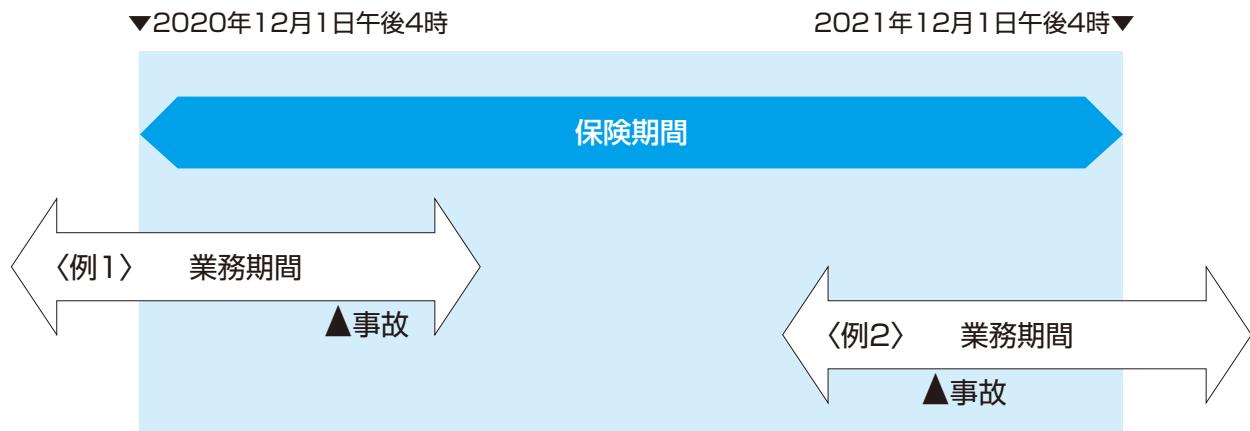
確定精算の省略について

この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」の売上高は最近の会計年度における売上高となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。

保険期間とお支払いする損害の関係

保険期間 2020年12月1日(午後4時)から1年間

この保険は、事故日が保険期間内であれば、保険金の支払対象となります。



業務期間に関係なく保険期間内に事故があったので保険金の支払対象となる。

*建設コンサルタント賠償責任保険とは保険期間とお支払いする損害の関係についての考え方方が異なりますのでご注意ください。

◎JCCA第三者賠償補償制度の加入手続き

契約方式

JCCA第三者賠償補償制度は、一般社団法人建設コンサルタンツ協会が契約者となり、ご加入を希望する会員を加入対象者とする団体契約方式です。(会員以外はご加入できません。)

募集締切日 2020年11月16日(月)

※一括払・分割払（12分割）ともに同じ締切日となります。

加入依頼書の送付

加入依頼書に必要事項を記入のうえ、募集締切日までに加入依頼書が取扱代理店(株)アールアンドディセキュリティに到着するよう返信用封筒でご郵送ください。

(注1) 加入依頼書の写しを1枚作成し、加入者控として保管してください。

(注2) 加入依頼書は取扱代理店(株)アールアンドディセキュリティが取りまとめたうえで契約者に報告いたします。

保険料の払込み

一括払と分割払（12分割）をご用意しています。

一括払の場合は年間保険料、分割払の場合は分割保険料の2回分を募集締切日までに着金するようにお振込みください。

※保険料の振込手数料は各社でご負担をお願いします。

【分割払をご希望の場合】—毎月4日引き落としとなります。—

①同封の口座振替依頼書を作成のうえ、加入依頼書と一緒に返信用封筒で(株)アールアンドディセキュリティへご返送ください。

②分割保険料の2回分を募集締切日までに着金するように送金してください。3回目以降は指定口座からの引き落としとなります。

(1月以降順月で最終月は10月)

3回目以降の払込期日は、毎月末日になっておりますので、指定口座から引き落としができない場合は、別途お振込みをお願いします。

払込期日までに必ずお振込みいただきますようお願いします。

保険料の振込先

三井住友銀行 飯田橋（イイダバシ）支店 普通口座 6409495

口座名 一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 損害保険口

加入依頼書の記載例

JCCA建設コンサルタント 第三者賠償補償制度加入依頼書

2020年度版
新規(中途加入)用

(一社)建設コンサルタント協会 御中

2020年10月28日

申込人(加入者)は、募集文書または損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) に掲載の個人情報の取扱に同意します。

申込日	2020年10月28日																													
住所	郵便番号 160-8338 フリガナ シンジュクニシシンジュク1-26-1 新宿区西新宿1-26-1																													
会社名	フリガナ シンジュクコンサルタント(カブ) 新宿コンサルタント(株)																													
代表者名	〈役職名〉 代表取締役 〈氏名〉 フリガナ ソンボ タロウ 損保 太郎 																													
連絡先	所属部署	担当者名	電話番号																											
	総務部	フリガナ 建設 太郎	03(3349)4034																											
加入期間	2020年12月1日から2021年12月1日(午後4時)まで (20年月1日)																													
	*期間の途中から加入する場合には上記()内に保険開始月をご記入下さい。 保険の開始日は申込日の原則翌月1日になります。ただし、申込日が月末となった場合、保険開始日が翌々月になる可能性がありますので、詳細は取扱代理店にご確認下さい。																													
加入タイプ	加入されるタイプに○印をつけて下さい。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="3">支払限度額(※1)</th> </tr> <tr> <th>加入タイプ</th> <th>身体(対人)</th> <th>財物(対物)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1タイプ</td> <td>1名あたり</td> <td>1事故あたり</td> </tr> <tr> <td>2タイプ</td> <td>2億円</td> <td>4億円</td> </tr> <tr> <td>3タイプ</td> <td>2億円</td> <td>4億円</td> </tr> <tr> <td>4タイプ</td> <td>1.5億円</td> <td>3億円</td> </tr> <tr> <td>5タイプ</td> <td>1億円</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000万円</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3,000万円</td> </tr> </tbody> </table>			支払限度額(※1)			加入タイプ	身体(対人)	財物(対物)	1タイプ	1名あたり	1事故あたり	2タイプ	2億円	4億円	3タイプ	2億円	4億円	4タイプ	1.5億円	3億円	5タイプ	1億円	2億円		5,000万円	1億円			3,000万円
	支払限度額(※1)																													
	加入タイプ	身体(対人)	財物(対物)																											
	1タイプ	1名あたり	1事故あたり																											
	2タイプ	2億円	4億円																											
	3タイプ	2億円	4億円																											
	4タイプ	1.5億円	3億円																											
5タイプ	1億円	2億円																												
	5,000万円	1億円																												
		3,000万円																												
(※1)「身体(対人)」「財物(対物)」とも、免責金額100万円が適用されます。																														
業務別 の売上高 (消費税含む)	直近の現況報告書に基づき各業務の売上高(消費税相当額を含めます。)を申告して下さい。																													
	●地質調査業務 :	① 10,000 万円																												
	●測量業務 :	② 3,000 万円																												
	●ボーリング関連事業 :	③ 2,000 万円																												
	●その他調査業務 :	④ 万円																												
	合計売上高(①~④) :	⑤ 15,000 万円																												
	上記「現況報告書」の期間を記入して下さい。 2019年4月1日 ~ 2020年3月31日																													
保険料(※2) (裏面のシートで 算出して下さい。)	一括払 年間保険料 222,300円		(※2)1円単位四捨五入10円単位 (※2)中途加入で一括払の場合の年間保険料は中途加入期間の保険料																											
	12分割払 分割保険料 円 <small>(初回分の振込は分割保険料の2回分)</small>	円																												
他の同種の保険契約の有無	<input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> 有り 	有りの場合	保険会社名 () () 保険金額 ()																											

◎保険期間の中途で加入、保険金額を変更する場合

保険期間の中途で補償制度に加入する場合や保険金額を変更する場合、取扱代理店まで事前にご連絡ください。具体的な保険料計算方法については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

中途加入の場合の保険期間

申込月の翌月1日午後4時から2021年12月1日午後4時までの期間とします。ただし、申込月内に加入依頼書が取扱代理店に到着するとともに、保険料が一般社団法人建設コンサルタント協会の口座に着金していることが必要です。

中途加入の場合の保険料

中途加入期間の保険料=年間保険料×未経過月数 ÷ 12か月 (1円単位四捨五入10円単位)

(例) 5月10日に申込みを行い、保険期間が6月1日から12月1日の場合、未経過月数は6か月となります。年間保険料が1,000,000円とすると、
 $1,000,000円 \times \text{未経過月数} 6\text{か月} \div 12\text{か月} = 500,000円$ (10円単位)

【中途加入保険料の分割払をご希望の場合】—毎月4日に引き落としとなります。—

2021年8月までに中途加入される場合、分割払が可能です。

(2021年9月以降に中途加入される場合は分割払はできません。一括でお支払いいただきます。)

※保険期間開始前までに、分割保険料2回分のお振込みをお願いします。

申込方法

9ページの「保険料の払込み」と「保険料の振込先」を参考にしてください。

- (1) 同封の加入依頼書にご記入のうえ、取扱代理店宛にお送りください。
- (2) 保険料を計算のうえ、一般社団法人建設コンサルタント協会の口座にお振込みください。
分割払の場合は、分割保険料2回分のお振込みをお願いします。
- (3) 保険料の振込手数料は各社でご負担をお願いします。

保険金額を変更する場合

保険期間の中途で保険金額を変更する場合、取扱代理店までご連絡ください。

保険料計算方法については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

◎事故が発生した場合の手続き

保険金お支払いまでの主な流れ

事故の連絡

賠償請求を受けたり、賠償請求につながりそうな事故が発生した場合、事故の状況を事故連絡票^(※)に記載いただきアールアンドディセキュリティまたは損保ジャパンまで速やかに連絡してください。

(※)インターネット (<https://www.randds.co.jp/procedure/>) でダウンロードできます。



ご連絡先（以下のいずれかにご連絡ください。）

① [取扱代理店] 株式会社アールアンドディセキュリティ

〒102-0075 千代田区三番町 1-17 パークサイドアネックス 5F-B

TEL 03-3221-7015 通話料無料 0120-868-662

FAX 03-3221-7016

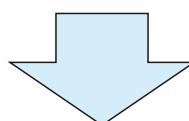
② [引受幹事保険会社] 損害保険ジャパン株式会社

本店専門保険金サービス部 専門賠償・保証保険金サービス課

〒164-8608 東京都中野区中野 4-10-2 中野セントラルパークサウス 5F

TEL 03-5913-3858

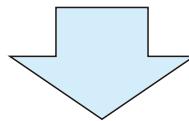
FAX 03-3385-3704



必要書類の提出

保険金支払の対象となるか否かを判断するうえで必要な書類をご提出いただきます。

所定の事故報告書に契約関係、賠償責任の有無・損害額を立証する項目を記載いただき、適宜資料を添付いただきます。詳細は、アールアンドディセキュリティまたは損保ジャパンから連絡します。

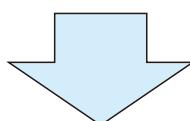


調査

ご提出いただいた資料をもとに賠償責任の有無、過失割合などを調査いたします。

調査にあたっては、損保ジャパンおよび損保ジャパンが委託する鑑定人とアールアンドディセキュリティが連携し、対応いたします。

*事案によっては、鑑定人がつかないこともあります。



保険金のお支払い

調査結果に基づき保険会社から保険金が支払われます。加入者からのご指示に基づき、指定された支払先に保険金を振込みます。

注意事項

1. 示談交渉サービス

- ・この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。
この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。
- ・なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになつた場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

2. 保険金のお支払い

- ・損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則 30 日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30 日超の日数を要することがあります。
①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害援助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- ・上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となつた場合、被保険者との協議のうえ保険金支払の期間を延長することがあります。
- ・保険契約者や被保険者が正当な理由なく損保ジャパンの確認を妨げたり応じなかつた場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

◎事故連絡票

損害保険ジャパン(株) 本店専門保険金サービス部 専門賠償・保証保険金サービス課 行

FAX 03-3385-3704

もしくは

(株)アールアンドディセキュリティ 行

FAX 03-3221-7016

第三者賠償責任保険

一般社団法人建設コンサルタント協会

事故連絡票

年 月 日

コピーをとって
そのままFAX送信してください

加入者名(登録番号)						
住 所		〒				
担当部署・氏名						
連絡先		連絡先	()	FAX	()	
業務の発注者						
請負業務名						
請負契約期間		年 月 日		～ 年 月 日		
事故者(被保険者)		(1)加入者 (2)発注者 (3)その他()				
事故発生日時		年 月 日		午前	時 分ごろ	
事故発生場所						
警察への届出		(有)(無) 届出警察署名() 届出日(年 月 日)				
対人事故	被害者	氏名	(男)(女)(歳)		保護者氏名	(被害者が未成年の場合のみ記入)
		住所				TEL ()
	身体障害の 症状・程度					
	治療病院名		(通院)(入院)		TEL ()	
対物事故	損壊 財物	名称				
		所有者	(氏名)	(住所)		
	損壊の程度					
	修理業者名		TEL ()			
事故発生の状況 ・とりあえず取った 措置内容						
事故原因(推定)						

※事故の詳細については、改めて「事故報告書」をご提出いただきます。

また保険金請求をする際には「現況報告書(写)」をご提出いただく場合がありますのでよろしくお願ひします。

◎ご加入にあたり、特にご注意いただきたいこと

◆共同保険契約に関するご説明

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行っております。なお、詳細については約款をご参照ください。

共同保険特約に係る引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社（幹事保険会社）	70.0%
三井住友海上火災保険株式会社（非幹事保険会社）	30.0%
以上2社	100.0%

◆その他ご注意点

①引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

②取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

③告知義務（ご契約締結時における注意事項）

保険契約者または記名被保険者（加入者）の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

＜告知事項＞

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

（注）告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

①記名被保険者（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）

②業務内容

③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項

④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

④通知義務（ご契約締結後における注意事項）

（1）保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者（加入者）に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者（加入者）の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

保険契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除があります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

⑤重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできることがあります。

⑥加入者証

加入者証は大切に保管してください。また、1ヶ月を経過しても加入者証が届かない場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

⑦保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方（法人の場合は代表者または契約締結権のある方）ご本人が署名または記名・捺印ください。

⑧賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

⑨被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能の場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⑩この保険契約は、賠償責任保険普通保険約款に、請負業者特約条項の他、各種特約・追加条項等をセットして構成されます。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。

⑪ご加入者以外の被保険者（保険の対象となる方）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

⑫この保険は事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）の対象とはなりません。

⑬この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

⑭ご加入いただく際は、加入依頼書等に記載の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。

◆個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

このパンフレットは、概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

◆保険会社との間で問題を解決できない場合

（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

〔ナビダイヤル〕 0570-022808 〈通話料有料〉

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <https://www.sompo.or.jp/>

制度提供団体 一般社団法人 建設コンサルタント協会
〒102-0075 東京都千代田区三番町一番地 KY三番町ビル
TEL 03-3239-7992
FAX 03-3239-1869

〈本制度のお問い合わせ先〉

【取扱代理店】

株式会社 アールアンドディセキュリティ
〒102-0075 東京都千代田区三番町1-17 パークサイドアネックス5F-B
TEL 03-3221-7015 (受付時間/平日9:00~17:00)
0120-868-662 (受付時間/平日9:00~17:00)
FAX 03-3221-7016

【引受保険会社】

幹事会社 損害保険ジャパン株式会社
団体・公務開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5402 (受付時間/平日9:00~17:00)
FAX 03-6388-0161

非幹事会社 三井住友海上火災保険株式会社